別記第十一号様式（第五条第七項関係）

【資産除去債務明細表】

区　　分	当期首残高（百万円）	当期増加額（百万円）	当期減少額（百万円）	当期末残高（百万円）

（記載上の注意）

附属明細表たる資産除去債務明細表にあっては財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）様式第15号に準じて、連結附属明細表たる資産除去債務明細表にあっては連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）様式第11号に準じて、それぞれ記載すること。